

# 地盤沈下と掘削作業

～掘削作業による規制について～

令和6年4月

横浜市みどり環境局水・土壌環境課

## 1 はじめに

建設工事における掘削作業に伴う地下水の流出、排水に伴い地盤が収縮することで地盤沈下が発生します。横浜市においては昭和 40 年代ごろから大規模開発や建設工事等の影響により、地盤沈下による被害が確認されてきました。

このことから、横浜市生活環境の保全等に関する条例(以下「条例」)に基づき、地盤沈下の発生を抑制することを目的として、一定規模以上の掘削作業を行う事業者に対し、掘削作業による地盤沈下の防止に関する指導基準(条例第 115 条)を満たす地盤沈下対策を添付した届出を事前に行うことを義務付けています。

### 掘削作業による地盤沈下の防止に関する指導基準(条例第 115 条)

1	掘削作業の計画に際して、止水性が高く、かつ、周辺地盤や地下水位に与える影響を極力少なくする工法を選定すること。
2	掘削作業の実施に際して、地盤の崩壊、地表面の陥没あるいは沈下のおそれがある場合は、事前に適切な補助工法を選定し、地盤の安定を図ること。
3	掘削作業中は掘削構内のみならず、周辺の地盤や構造物についても異常の早期発見に努めると共に、地下水位、地盤変動等の観測を行うこと。
4	当該掘削作業による地盤沈下が生じた場合には、工事の一時中止を含め、必要な措置を講ずること。

## 2 条例の対象となる掘削作業の届出者と届出要件

### (1) 届出者

#### 掘削作業を行う事業者

「掘削作業を行う事業者」とは、主に「施工元請け業者」または「発注者」をいいます。

### (2) 届出要件

工事内容	要件
開削工事	掘削深さが地表下 4 m 以上かつその掘削面積 500 m <sup>2</sup> 以上 ※掘削面積は投影面積とします。 ※地表下とは、工事前の地盤面の高さを指します。
トンネル工事	仕上がり内径 1.35m 以上かつ延長 100m 以上 ※トンネルの工事延長には立坑部を含みます。トンネル形状が円形以外の場合は、仕上がり断面形状の最大径長部分が 1.35m 以上あれば対象となります。

### 3 掘削作業開始届出書について(条例第 117 条)

#### (1) 届出日

##### 掘削作業を開始する日の 30 日前まで

「掘削作業の開始」とは、「山留めの施工時又は地面を掘り起こす時のいずれか早く着手する方」をいいます。

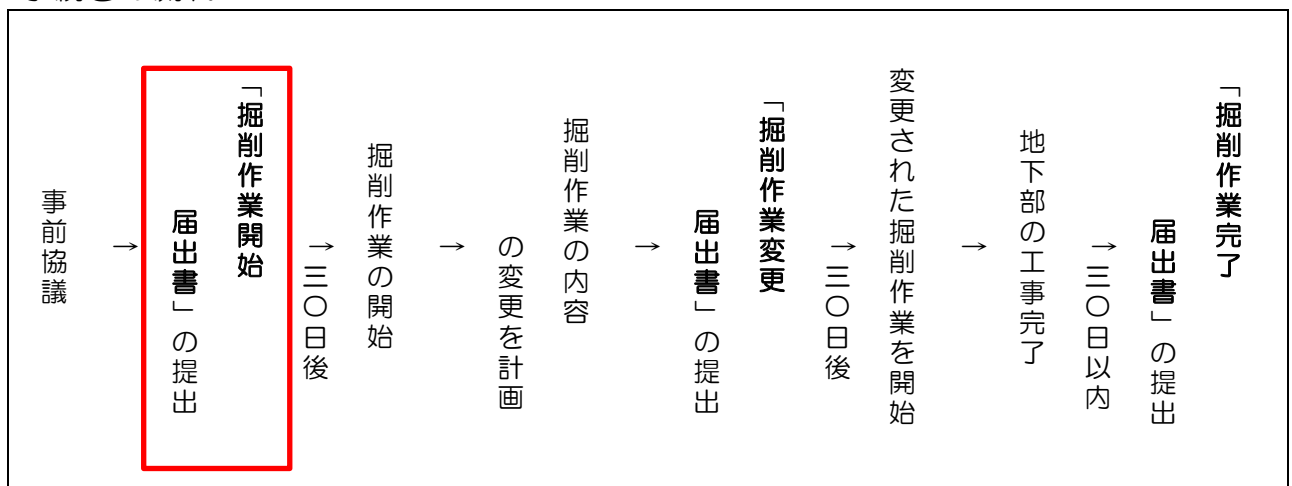
#### (2) 届出に必要な資料

掘削作業開始届出書を提出する際には、届出書の鑑に加えて、掘削の規模等が届出要件に該当していることがわかる構造物概要の資料、指導基準(条例第 115 条)にある「周辺地盤や地下水位に与える影響が極力少ない工法を選定すること」に該当していることがわかる掘削工法選定理由の資料及び「異常の早期発見のための地盤変動及び地下水位の観測を行うこと」を満たす地盤の変動等の測定計画の資料を添付し提出して下さい。なお、具体的な提出内容については「掘削作業開始届出書の作成の手引き」をご覧ください。

#### 提出書類

- ①掘削作業開始届出書
- ②案内図
- ③土質調査資料
- ④構造物概要(構造物の概要、掘削平面図、掘削横断面図、掘削縦断面図)
- ⑤掘削工法選定理由(補助工法)
- ⑥工程表
- ⑦周辺の地盤の変動等の測定計画(計測項目、頻度、場所、管理基準、管理体制及び異常時の対応)

#### 手続きの流れ



#### 4 掘削作業変更届出書について(条例第 118 条)

##### (1) 届出日

ア 氏名又は名称及び住所、法人代表者の氏名の変更がある場合  
変更が生じた日より30日以内

イ 工事内容(掘削作業を行う場所、掘削作業の概要(工期、掘削面積、工法等)、周辺の地盤変動等の測定計画)に変更がある場合  
変更の日の30日前まで

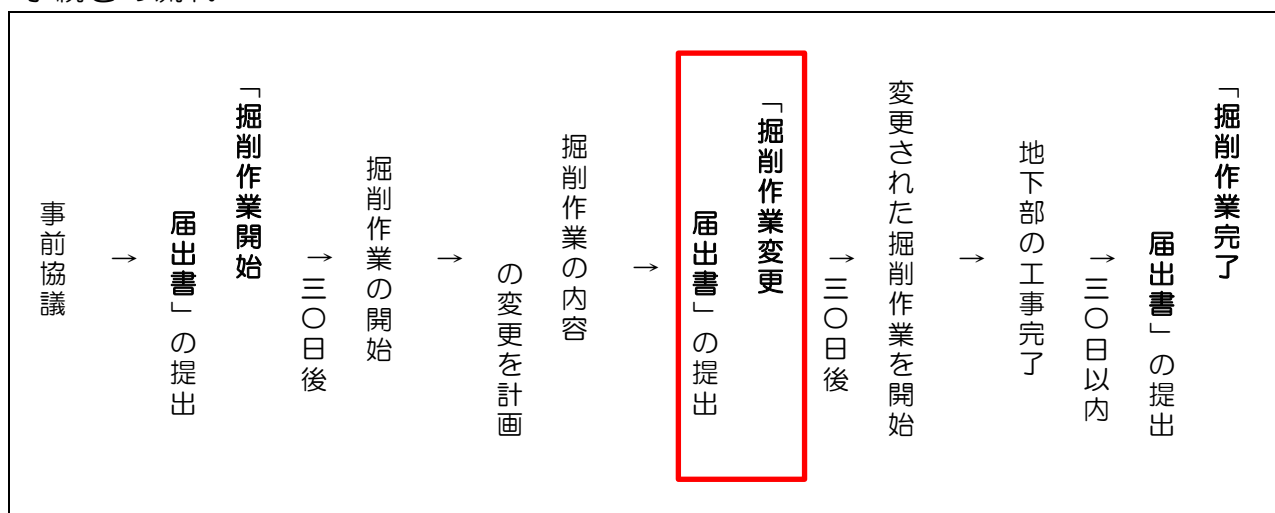
##### (2) 届出に必要な資料

掘削作業変更届出書の鑑に加えて、前回届出書の写しと工期や掘削工法等変更が生じた内容に応じて、必要な資料を抜粋し添付してください。

##### 提出書類

- ①掘削作業変更届出書
- ②前回開始または変更届出書の写し
- ③3(2)②～⑦より変更が生じる内容に応じて必要な資料

##### 手続きの流れ



## 5 掘削作業完了届出書(条例第 120 条)

### (1) 届出日

掘削作業が完了した日より 30 日以内

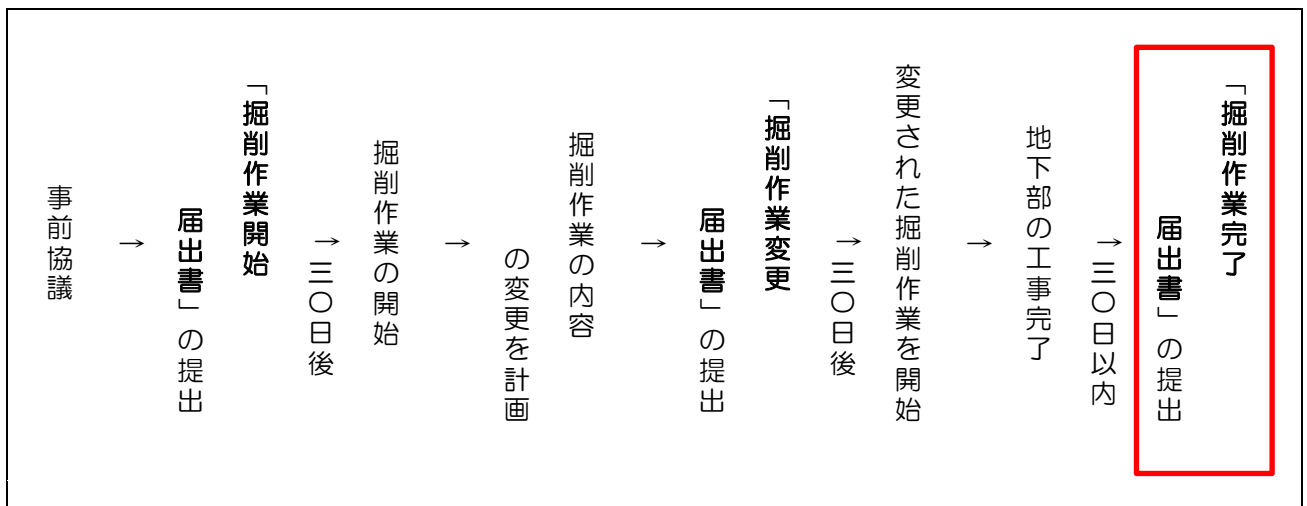
「掘削作業の完了」とは、「地下構造物の完成により新たに掘削を行わなくなった時」を指します。

### (2) 届出に必要な資料

提出書類

① 掘削作業完了届出書

### 手続きの流れ



## 6 その他

- (1) 異常な出水等により、「地盤沈下のおそれが生じた」あるいは「地盤沈下が発生した」場合は、すみやかに情報提供をお願いします。
- (2) 地盤変動の測定結果は、掘削作業終了から3年間保存し、掘削作業を行う事業者は測定結果について速やかに報告できるように、整理しておいてください。
- (3) 地盤沈下が生じるおそれがあるとき(生じたとき)は必要な措置をとるように勧告する場合があります。

問い合わせ先

横浜市 みどり環境局 環境保全部 水・土壌環境課 土壌対策担当

〒231-0005 横浜市中区本町6-50-10(市庁舎 27階)

TEL: 045-671-2494 FAX: 045-671-2809

E-mail: [mk-dojo@city.yokohama.lg.jp](mailto:mk-dojo@city.yokohama.lg.jp)